

別紙

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

1 2 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。また、経由機関における期間についても、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。

ただし、申請に係る遊技機が、風俗営業等適正化法第 20 条第 2 項の認定を受けたもの又は同条第 4 項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。